

県内事業主の皆様へ

移住・就業支援金に係る法人登録のご案内

「しづおか就職 net」に登録している企業のうち、市町の推薦、県の認定を受けた法人が、移住・就業支援金対象の求人を「静岡県移住・就業支援金求人サイト」に登録し、東京圏の人材（移住者）を県内に受け入れる場合、従業員となる移住者に移住・就業支援金が移住先市町から支給されます。

ただし、移住者が移住・就業支援金を申請した日から5年以内に、移住先市町から転出された場合は、移住者に返還義務が生じますので、求人内容や配属先について御配慮いただく必要があります。

- 「**移住・就業支援金**」とは、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、UIJターンによる就業者を創出する事業です。県の認定した地域の中小企業に就業する移住者を支援します。
(最大 100 万円 (単身の場合 60 万円))
※18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18 歳未満の世帯員一人につき 100 万円を加算。
ただし、2023 年 4 月 1 日以降に静岡県に移住した方から適用 (2023 年 3 月 31 日以前に移住した場合は 30 万円/人)
- 「**しづおか就職 net**」とは、静岡県が管理運営する就職支援サイトです。県内に事業所がある法人であれば、登録可能です。
- 「**静岡県移住・就業支援金求人サイト**」とは、静岡県が管理運営する移住・就業支援金対象の求人を掲載するサイトです。掲載には支援金対象法人として県が認定する必要があり、国の提示する要件（<法人登録の要件>を参照）を満たし、市町長から推薦を受ける必要があります。

<法人登録の要件> しづおか就職 net への登録法人のうち、次の全てに該当すること

- ア 市町が定める要件を満たし、推薦する法人であること（各市町の要件は別表参照）
- イ 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと
- ウ 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の情勢等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと（私企業とは…株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社）
- エ みなしだ企業（地域経済構造の情勢等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該法人の所在する市町村の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。ただし、上記ウで除かれる法人が親会社である場合はみなしだ企業としない。

※「みなしだ企業」とは、以下①～③のいずれかに該当する法人

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ③資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金10億円未満の法人
- オ 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。⇒本店所在地が静岡県内にある法人又は本店所在地が静岡県外にあって勤務地を静岡県内に限定する社員（勤務地限定型社員）を募集する法人であること
- カ 雇用保険の適用事業主（雇用保険の適用対象となった場合には必ず雇用保険の加入手続きを行うことを誓約した雇用保険の適用除外事業所の事業主を含む。）であること
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ク 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

法人登録申請時に提出する書類

「しづおか就職net」へ法人情報を登録後、法人の本社所在地（本店が県外にあって勤務地限定型社員を募集する法人は、しづおか就職net上の所在地）の市町への(1)から(3)までの書類を提出してください。

※(4)は該当者のみ提出

- (1) マッチング支援事業における移住・就業支援金対象法人に係る登録申請書
- (2) 移住・就業支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項
- (3) 雇用保険の適用事業主であることを証する書類の写し
- (4) 雇用保険に関する誓約事項

移住者（法人が東京圏から採用する者）の要件

以下(1)(2)いずれにも該当する方が対象となります。

(1) 移住等に関する要件

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしてきたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

(2) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 支援金の申請時において、移住後1年以内（移住先市町により期間の定めがある場合があります。）であること。
- b 転入先の市町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 転入する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。
- d その他申請者の居住する市町が不適当と認めた者でないこと。

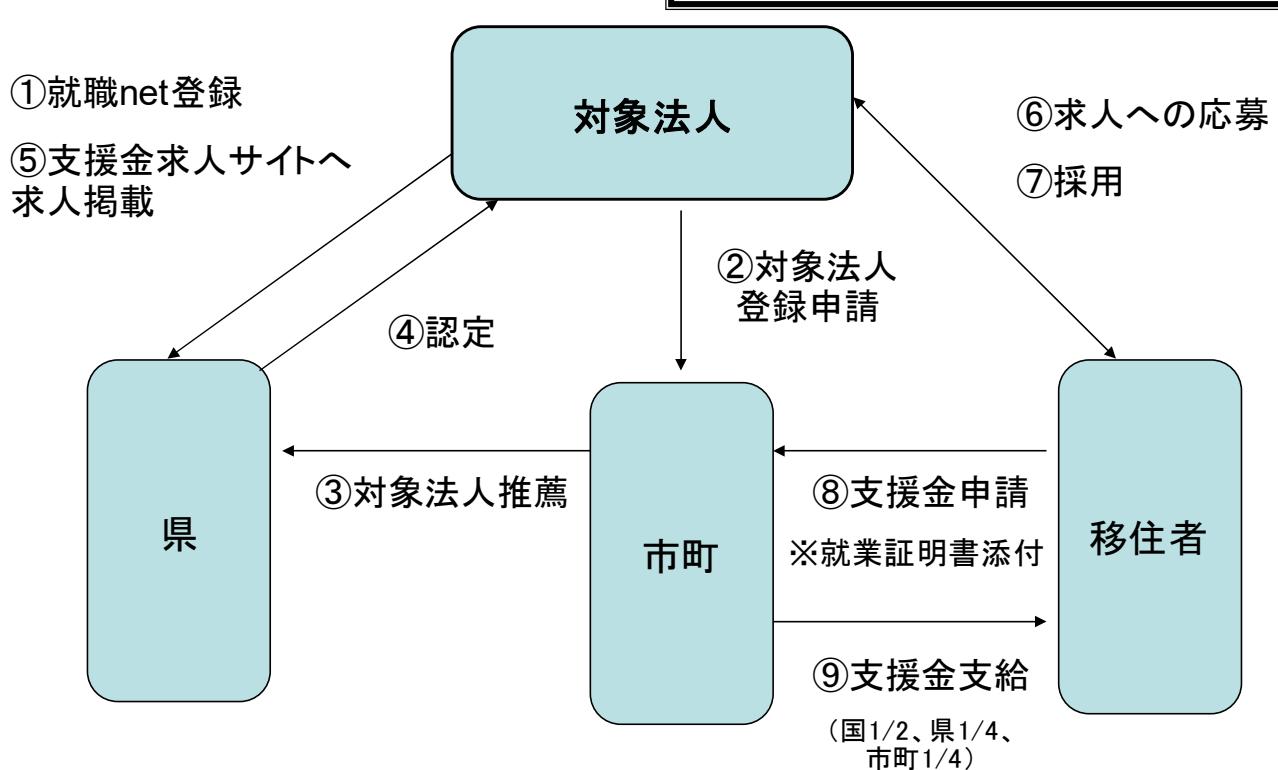
(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 就業先が、静岡県が移住支援金の対象として「静岡県移住・就業支援金求人サイト」、又は他の道府県における同様のサイトに掲載している求人であること。
- c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住・就業支援金対象法人等に就業し、かつ、支援金の申請時において就業していること。(移住先市町により申請時の在職期間に定めがある場合があります。)
- e 上記bの求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- f 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

【採用後の対象法人の手続】

- ・支援金申請に係る就業証明書作成(※)
- ・移住者の住所を市町へ報告
- ・移住者が退職、転居した際に市町へ報告

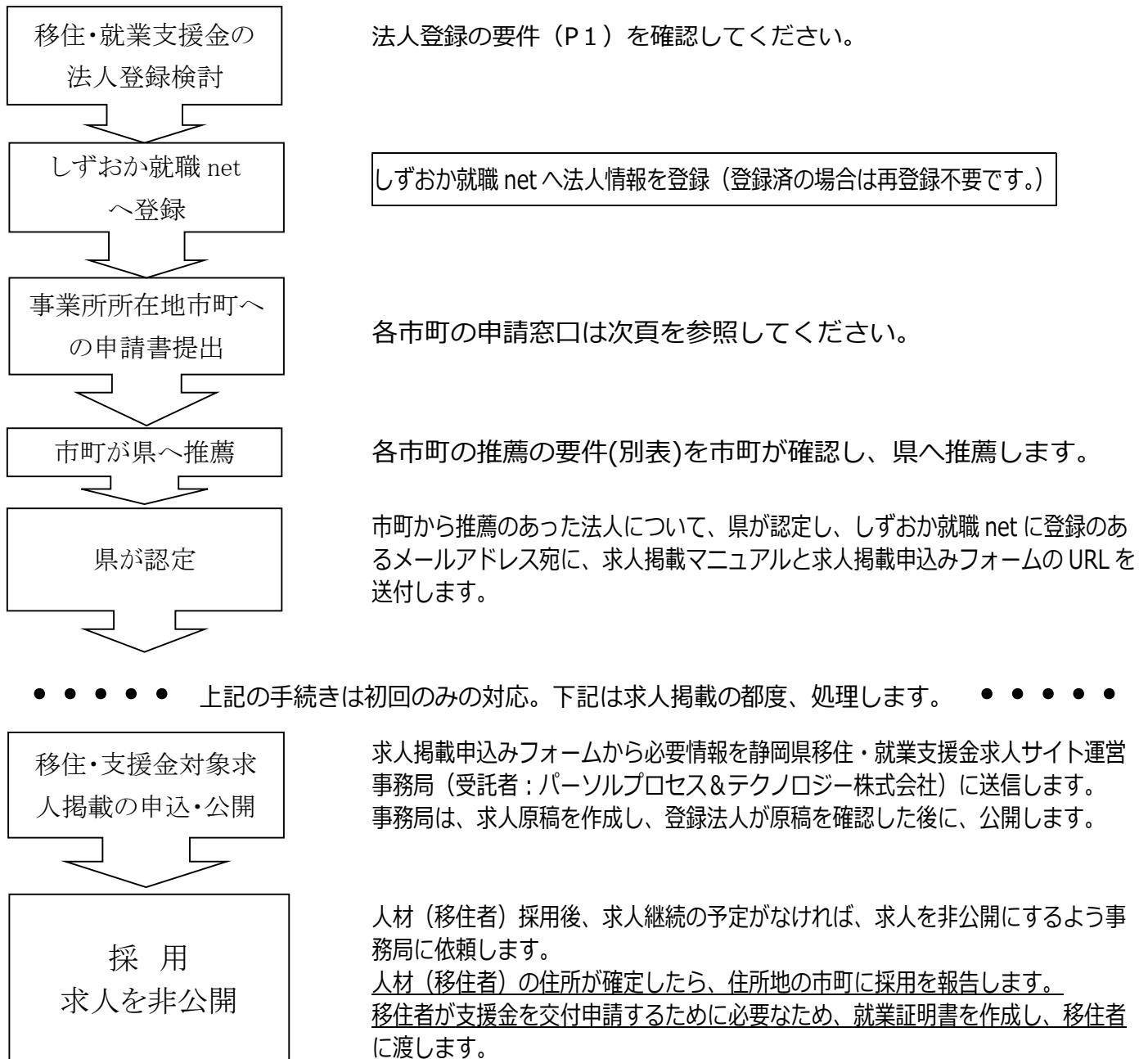


移住・就業支援金法人登録から求人登録までの手順

静岡県の移住・就業支援金制度のためのマッチングサイト（静岡県移住・就業支援金求人サイト）に求人掲載するまでの手順です。

移住・就業支援金制度は、長期継続雇用を念頭においた週20時間以上の無期雇用契約の求人を対象としています。

なお、登録した法人が移住・就業支援金の対象となる移住者を採用した場合には、就業状況の確認への協力が求められます。



マッチングサイト（しづおか就職net）への法人登録に関する県担当窓口

静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課

e-mail:roudou-koyou@pref.shizuoka.lg.jp

電話番号：054-221-2573 FAX：054-271-1979

(別表) 登録申請に関する市町担当窓口及び市町が求める要件 2024年度

| 自治体名 | 担当課 | 電話番号 | 市町が求める法人登録の要件 |
|-------|------------------|--------------|--|
| 静岡市 | 商業労政課 | 054-354-2430 | 静岡市が運営する若者就活応援サイト「しづまっち」の登録企業であること |
| 浜松市 | 産業振興課 | 053-457-2115 | 「浜松就職・転職ナビ JOBはま！」登録事業所であること |
| 沼津市 | 商工振興課 | 055-934-4749 | 沼津しごと応援サイト「ぬま job」に登録していること |
| 熱海市 | 観光経済課/産業振興室 | 0557-86-6090 | 市税の滞納がないこと |
| 三島市 | 商工観光まちづくり課/商工労政係 | 055-983-2655 | ・市税の滞納がないこと ・ハローワークに求人を登録していること |
| 富士宮市 | 商工振興課/工業振興・労政係 | 0544-22-1154 | ハローワークに求人を登録していること |
| 伊東市 | 産業課/商工労働係 | 0557-32-1734 | 市税の滞納がないこと |
| 島田市 | 商工課/商工政策係 | 0547-36-7146 | 求人を公開していること |
| 富士市 | 商業労政課/雇用労政担当 | 0545-55-2778 | 市税の滞納がないこと |
| 磐田市 | 経済観光課 | 0538-37-4819 | 市税の滞納がないこと |
| 焼津市 | 誘致戦略課 | 054-626-9411 | 求人を公開していること |
| 掛川市 | 産業労働政策課 | 0537-21-1125 | 市税の滞納がないこと |
| 藤枝市 | 産業政策課 | 054-643-3165 | 求人を公開していること |
| 御殿場市 | 商工振興課 | 0550-82-4683 | 市税の滞納がないこと |
| 袋井市 | 産業未来課 | 0538-44-3136 | 市税の滞納がないこと |
| 下田市 | 産業振興課/地域経済促進係 | 0558-22-3914 | 市税の滞納がないこと |
| 裾野市 | 産業観光スポーツ課 | 055-995-1857 | 市税の滞納がないこと |
| 湖西市 | 産業振興課/商工労政係 | 053-576-1215 | 市税の滞納がないこと |
| 伊豆市 | 観光商工課 | 0558-72-9911 | 市税の滞納がないこと |
| 御前崎市 | 商工観光課 | 0537-85-1135 | 市税の滞納がないこと |
| 菊川市 | 商工観光課/産業振興係 | 0537-35-0936 | 市税の滞納がないこと |
| 伊豆の国市 | 商工課 | 055-948-1415 | 市税の滞納がないこと |
| 牧之原市 | 商工企業課 | 0548-53-2647 | 市税の滞納がないこと |
| 東伊豆町 | 企画調整課 | 0557-95-6202 | 町税の滞納がないこと |
| 河津町 | 企画調整課 | 0558-34-1924 | 町税の滞納がないこと |
| 南伊豆町 | 商工観光課 | 0558-62-6300 | 町税の滞納がないこと |
| 松崎町 | 企画観光課 | 0558-42-3964 | 町税の滞納がないこと |
| 西伊豆町 | 産業振興課 | 0558-52-1114 | 町税の滞納がないこと |
| 函南町 | 企画財政課 | 055-979-8101 | 町税の滞納がないこと |
| 清水町 | 産業観光課 | 055-981-8239 | 町税の滞納がないこと |
| 長泉町 | 産業振興課/にぎわい企画チーム | 055-989-5516 | 町税の滞納がないこと |
| 小山町 | おやまで暮らそう課 | 0550-76-6159 | 町税の滞納がないこと |
| 吉田町 | 産業課/商工観光部門 | 0548-33-2122 | ・町税等の滞納がないこと ・ハローワークに求人を登録していること |
| 川根本町 | 産業振興課 | 0547-56-2226 | ・町税等の滞納がないこと ・ハローワークに求人を登録していること |
| 森町 | 産業課/商工観光係 | 0538-85-6319 | ・森町企業立地・雇用促進特設サイトに登録した企業であること ・町税の滞納がないこと |